

○下野市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成29年5月30日

告示第78号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定された第2期下野市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、下野市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関する事項
- (2) 社会福祉法人下野市社会福祉協議会が策定する第2期地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関する事項
- (3) 計画の評価及び見直しに関する事項
- (4) その他計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦を受けた者
- (3) 下野市地域福祉計画策定委員会委員の委嘱を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に開かれる会議は市長が招集する。